

松江市告示第 26 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
島根体育館	松江市島根町加賀 1455 番地 松江市島根体育協会	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
島根総合公園運動広場		
島根スポーツ広場		